

藤田保健師に「母子保健奨励賞」

5歳児健診の先駆的取り組みに評価



▲藤田よう子保健師

また、あわせて「毎日新聞社賞」も受賞しました。東京で行われた表彰式では、受賞者を代表して事例発表も行い、大山町の先駆的な取り組みが、あらためて注目を浴びました。

5歳児健診ってなに？

子どもの健診は、法律に基づき1歳6か月、3歳及び就学時に健康診断を行うこととされています。しかし、法律に基づく健診だけでは、3歳から就学時まで約2年間公的な健診がありません。

「5歳児健診」はその空白を埋めるものとして、旧大山町で平成8年度に全国に先駆けてスタートしました。現在、町内においては「3歳児健診の次は5歳児健診」がすっかり定着していますが、全国的にはその重要性が徐々に理解され、取り組みを始めようとする市町村が増えています。

大山町の健診会場では、医師、心理士、保育士、教員、栄養士、保健師が5歳児を広い視点から見つめ、保護者とともに成長を支援する体制を組み、健診を実施しています。



▲5歳児健診の様子

国民年金の保険料は、忘れずに納めましょう！

●保険料は便利な口座振替をおすすめします。

①毎月、金融機関等に出向くことが無くなり便利です。夜間や土日などの時間しかとれない方には、手間いらずです。

②通帳が家計簿や領収書代わりになって便利です。引き落としのつど「ネンキン」等と記帳されますので整理が簡単です。

●口座振替による「**※早割**」にすると保険料が50円割引されお得です。保険料の一部免除の承認を受けている方は、早割りの対象となりません。

※通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、届出により、当月末日振替にすると毎月50円の割引になります。

●申込手続きは

口座振替の申込みは、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所です受け付けています。（申込用紙は役場住民生活課・各支所総合窓口課にもあります。）申し込みには、年金手帳・納付書などの基礎年金番号のわかるものと金融機関届出印をご準備ください。

●平成25年度年金保険料の口座振替による1年度分（4月～3月分）及び上期6ヶ月（4月分～9月分）の申し込みは、2月末日までです。

◆問い合わせ先

米子年金事務所
☎0859・34・6111
役場本庁 住民生活課
☎0859・54・5210

*平成24年度の保険料額で比較すると
(1年度分現金で月々保険料払)
(1年度分口座振替前納)
14,980円×12月=179,760円
→**175,990円**
年間3,770円の割引になります。

